

公立大学法人神戸市外国語大学大学院運営部会規程

2012年4月1日

規程第3号

(設置)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づき大学院運営部会（以下「部会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、以下の事項について審議する。

- (1) 大学院に関する基本的な事項
- (2) アドミッションポリシー等、大学院の理念に関する事項
- (3) 大学院の履修規程の改正に関する事項
- (4) 改正後の履修規程の実施に関する事項
- (5) 教育研究評議会から付託を受けた事項
- (6) その他、大学院に関する重要な事項

(組織)

第3条 部会は、次に掲げる委員により組織する。

- (1) 研究科長
 - (2) 以下の修士課程各専攻から学長が指名した教員9名。ただし、博士課程の専攻・コース所属教員が少なくとも各1名含まれるよう指名するものとする。
 - 英語学専攻 1名
 - ロシア語学専攻 1名
 - 中国語学専攻 1名
 - イスパニア語学専攻 1名
 - 国際関係学専攻 3名（法律・政治1名、経済・経営1名、文化1名）
 - 日本アジア言語文化専攻 1名
 - 英語教育学専攻 1名
 - (3) 研究所グループ課長
- 2 前項委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会には部会長を置き、部会長は、研究科長をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴

くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、研究所グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

附 則

1 この規程は、2012年4月1日から施行する。

2 以下の規程を廃止する。

(1) 神戸市外国語大学大学院運営委員会規程(2008年4月1日規程第1号)

(2) 公立大学法人神戸市外国語大学大学院カリキュラム検討部会規程(2010年5月1日規程第3号)

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年10月1日から施行する。